

令和 4 年地方分権改革に関する提案等について

令和 4 年 8 月 29 日 全国町村会

【提案団体数】

	令和 3 年		令和 4 年	
都道府県	47	18.7%	46	16.0%
市区町村	197	78.5%	229	79.8%
うち、市区	141	56.2%	145	50.5%
うち、町村	56	22.3%	84	29.3%
全国的連合組織等	7	2.8%	12	4.2%
合 計	251	-	287	-

※九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・市区にもそれぞれ計上。

【提案件数】

	令和 3 年		令和 4 年		重点事項	
都道府県	120	54.5%	161	55.3%	50	53.2%
市区町村	150	68.2%	194	66.7%	54	57.4%
うち、市区	124	56.4%	157	54.0%	53	56.4%
うち、町村	26	11.8%	37	12.7%	8	8.5%
全国的連合組織等	54	24.5%	84	28.9%	41	43.6%
合 計	220	-	291	-	94件※・69事項	

※共同提案は各団体区分にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない。

※フォローアップ案件に含まれる
令和 3 年以前の提案は含まない。

【重点事項と位置付けられた提案に係る本会意見】

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
1	38	北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県(北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、 別海町 、 森町 、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、 紫波町 、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、 南部町 、出雲市、山口県、 周防大島町 、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、 愛南町 、熊本市、都城市、西都市、 門川町)	登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	地方税法施行規則第15条の5の3に、地方税法第382条第1項の規定を同法同条第2項において準用する場合であつて、かつ、同法第73条の20の2の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。	提案中の支障事例に、「今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等にはできない」とあるが、まず前提として、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)における地方税法第73条の20の2を新設した趣旨は、不動産取得税の課税の端緒となる情報として、不動産の取得に係る登記の情報を通知するというものであり、当該通知を用いて課税額の算出を行うことを想定したものではない。 そもそも、固定資産税評価額は、法務局が登記情報として保有する情報ではなく、登録免許税の算出のために市町村や申請人から提供を受けることにより知り得ている情報にすぎず、法務局において管理している情報ではなく、また、法務局において当該評価額の真正性を担保することができないことから、登記情報と固定資産税評価額情報を関連付けて提供することは困難である。 なお、都道府県が課税主体である不動産取得税は、固定資産税と同様に、適正な時価を課税標準とするとともに、固定資産評価基準によって評価額を決定するものである。そのため、現行制度においては、固定資産課税台帳に評価額が登録されていない不動産については都道府県が評価額を決定して市町村に通知し、固定資産課税台帳に評価額が登録されている不動産については市町村が都道府県に評価額を通知することとしている。このように、市町村と都道府県が相互に評価額を通知し合うことで、適切かつ効率的に不動産取得税及び固定資産税の課税を行う仕組みとしている。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
2	125	福井市、福井県(花巻市、秋田県、渋川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下呂市、滋賀県、枚方市、広島市、熊本市)	林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し	森林法第191条の4に基づく林地台帳作成・更新事務において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることを求める。	所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
6	171	川西市、兵庫県(札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、八王子市、高岡市、長野県、可児市、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市)	セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化	セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等に行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一的なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。	セーフティネット保証における認定申請事務については、既に一部の自治体において電子化が始まっており、国において、今年度中に全国展開に向けたシステムのあり方を調査の上、プロトタイプ構築による実証事業を通して検証し、来年度からの実装を目指しているところ。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
	288	大阪市(いわき市、八王子市、 岐南町 、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、大村市、宮崎市、延岡市)	セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充	セーフティネット保証制度に係る市町村長等が行う特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務について、商工会議所又は商工会の推薦を必要とするマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)のように商工会議所及び商工会においても認定可能とすることを求める。	コロナ支援として実施された事業復活支援金の事前確認業務のように、商工会議所・商工会には、その時々の中小企業を取り巻く状況に応じて新たな業務を依頼しているところであり、そうした事務負担増と代替手段の有無を十分に考慮する必要がある。 コロナ禍においては、セーフティネット保証の認定件数が大きく増大(約1万件(令和元年度)→100万件前後(令和2年度、令和3年度)し、市区町村の事務負担が増加した結果、融資の実行に遅れが生じたものと承知。しかしながら、一部自治体においてはその認定事務の電子化を行うことで事務負担を軽減していることから、まずは認定システム構築に向けた実証事業等を通じて、市区町村の事務の効率化の実現状況等を踏まえ検討する必要があると考える。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、事務電子化等の先行事例の紹介等も含め、積極的に検討していただきたい。

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
8	204	利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市（札幌市、ひたちなか市、前橋市、富津市、新宿区、相模原市、長野県、愛知県、半田市、小牧市、伊勢市、滋賀県、京都市、防府市、山陽小野田市、高松市、福岡県、佐世保市、熊本市、別府市）	公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと	児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条の規定を撤廃することにより、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することを求める。	児童手当及び特例給付(以下、児童手当等という。)については、住所地の市町村長が認定・支給等の事務を行っている。 公務員に対して支給する児童手当等については、一般事業主における事業主負担相当分及び国庫負担又は地方負担相当分を合わせて所属庁の長が負担しており、他の一般事業主の場合のような拠出金の徴収事務を不要とするともに給付事務を一元的に行うこととしている。 公務員の児童手当等の認定・支給等の事務について、住所地の市町村長が行うようにすることについては、公務員の児童手当等に係る費用負担の変更や市町村における業務増など実務面の対応等の論点に留意し、慎重な検討を要するものと考えている。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
10	1	さいたま市(宮城県、仙台市、春日部市、入間市、富士見市、江戸川区、三鷹市、相模原市、平塚市、海老名市、浜松市、草津市、大阪市、高松市、熊本市、大分県、沖縄県)	介護予防支援に係る民間法人の参入	居宅要支援者に対し介護予防サービス計画を作成する介護予防支援については、その指定を受けることができる事業者が地域包括支援センターに限られている。近年の要支援者の急増に伴い、地域包括支援センターの業務量を圧迫しているため、他のサービスと同様に広く民間法人の参入が可能となる措置を求める。	地域包括支援センターは、包括的支援事業(高齢者等からの相談に幅広く対応する総合相談支援業務、高齢者虐待等への対応を行う権利擁護業務、介護支援専門員への支援や指導を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)と要支援者等に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントとを総合的に行うことにより、地域の関係者とのネットワークのもと地域の高齢者等の生活を包括的に支援する機関である。こうした取組を通じて、市町村と一体となって、地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。 要支援者等の軽度者に対するケアマネジメントについては、要支援者に対する介護予防支援と要支援となる前段階の者を含めた高齢者への介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが一体的に行い、介護予防給付のサービスや市町村が実施する地域支援事業につなげ、地域とのつながりを維持しながら、要支援者等の有する能力に応じた柔軟な支援をするほか、地域課題の把握等を行うことが重要である。このため、要支援者等に対する適切なケアマネジメントを実現する観点等から、地域包括支援センターが引き続き当該業務を行うべきであり、業務委託を推進するための環境整備が重要との意見を踏まえ、令和3年度介護報酬改定において、委託連携加算の創設を行ったところ。 地域包括支援センターの業務量等については調査研究等で把握しているところであり、民間法人たる居宅介護支援事業所が介護予防支援事業の指定を直接受けられるようにすることについては、センターの業務負担軽減と機能強化や介護予防を効果的に実施する観点から、その他の業務のあり方を含め、引き続き社会保障審議会介護保険部会等の意見を踏まえて検討していく。 【全国町村会意見】 要介護者と要支援者の高齢夫婦等の世帯が増加する中、両者のケアマネジメントを一体的に受けられることは利用者の生活にとって重要であり、介護予防の効果的実施にも資するという観点からも、提案団体の意見も踏まえ、提案の実現に向けた検討を求める。

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
11	19	宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、 柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町 、豊川市、豊田市(多賀城市、つくば市、ひたちなか市、伊勢崎市、所沢市、千葉市、江東区、神奈川県、相模原市、平塚市、海老名市、新発田市、山梨県、飯田市、岐阜市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、寝屋川市、兵庫県、加古川市、広島市、萩市、松山市、長崎市、大村市、熊本市)	後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費申請の簡略化	高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費申請について、同法の高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とすること。	高額療養費や高額介護合算療養費については、法令上、支給が発生することに申請することが原則である。一方で、高額療養費については、最大で1年に12回支給が発生するものであり、その都度高齢者に申請を求めることは負担が大きいことから、2回目以降の申請は省略可能としている。 この点、高額介護合算療養費の支給については、年度に1回発生するものであり、原則どおり毎年度申請を求めているものであるが、情報連携による申請窓口のワンストップ化などで被保険者の負担軽減に努めているところである。 お尋ねの提案については、後期高齢者医療及び介護保険に係るシステムの改修等が必要であり、医療保険・介護保険という異なる制度に係るものであることにも留意した上で、具体的な事務も含め、地方自治体の意見を踏まえつつ、検討してまいりたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
	192	指定都市市長会(北海道、岩見沢市、須賀川市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉市、神奈川県、新発田市、飯田市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、豊橋市、半田市、京都市、亀岡市、城陽市、大阪市、兵庫県、萩市、長崎市、大村市)	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費における支給申請手続きの簡素化	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費の支給申請手続きの簡素化(自動償還化)を求める。	高額療養費や高額介護合算療養費については、法令上、支給が発生することに申請することが原則である。一方で、高額療養費については、最大で1年に12回支給が発生するものであり、その都度高齢者に申請を求めることは負担が大きいことから、2回目以降の申請は省略可能としている。 この点、高額介護合算療養費の支給については、年度に1回発生するものであり、原則どおり毎年度申請を求めているものであるが、情報連携による申請窓口のワンストップ化などで被保険者の負担軽減に努めているところである。 お尋ねの提案については、国民健康保険及び介護保険に係るシステムの改修等が必要であり、医療保険・介護保険という異なる制度に係るものであることにも留意した上で、具体的な事務も含め、地方自治体の意見を踏まえつつ、検討してまいりたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
12	79	山都町(別海町) 、千葉県、柏崎市、長野県、浜松市、京都府、高知県)	介護保険制度における、中山間地域に係る訪問介護サービスの算定基準において、移動時間が適正に取り扱われるような介護報酬単価の見直し等	中山間地域において訪問介護に係る移動時間が適正に取り扱われるよう、介護報酬における移動時間の取扱いの明確化、報酬の算定方法など既存の介護報酬単価の見直し等を求める。	訪問介護労働者に係る移動時間及び待機時間の取扱いを始めとする法定労働条件の遵守については、労働基準監督機関において、関係事業者に対する説明会の実施等により、その周知徹底を図ってきたところである。また、令和2年3月30日には、地方自治体の介護保険担当部門に対して事務連絡を発出し、訪問介護における移動時間は、原則として労働時間に該当する旨の周知を図ったところである。 この点、介護報酬については、サービスに要する平均的な費用(労働時間に対して支払われる賃金等の人件費も含まれる)の額を勘案して設定することとされており、訪問介護における移動時間は、原則として当該労働時間に該当することとなっている。 加えて、中山間地域など人員・設備等の基準を満たすことが難しい地域においては、当該基準を緩和した基準該当サービス等の提供が可能であるほか、出張所を設けるなど移動効率を高めるための配置の工夫もなされるところである。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
13	81	砥部町、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町(伊勢崎市、練馬区、三島市、豊橋市、京都市、兵庫県、広島市)	公簿等により生活保護の開始を確認した際の国民健康保険の資格喪失に係る本人届出の省略を可能とすること	国民健康保険法施行規則第13条第2項を改正し、生活保護の開始等を公簿等により確認できる場合については、世帯主による被保険者の資格の喪失届出を省略することができるようにする。	国民健康保険においては、資格管理の適正化や保険料(税)収納の円滑な処理を行う観点から、「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」(平成4年3月31日保発第40号厚生省保険局国民健康保険課長通知)において、転居等により現住所に不現住の者については、現地調査を経て被保険者が転出・転居していること等の一定の要件を満たす場合には、職権による資格喪失を認めているところである。このため、国民健康保険担当窓口において、生活保護の受給を開始した者の資格喪失の届出に係る事項を確認できる場合には、職権による資格喪失も可能と考えられるため、提案の実現に向け、市町村の実態を把握しつつ、必要な対応を検討してまいりたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえて適切な対応を求める。
14	15	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町(宮城県、郡山市、水戸市、日立市、小山市、桶川市、富士見市、千葉市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、寝屋川市、西宮市、和歌山市、倉敷市、吉野川市、高知県、大牟田市、熊本市、宮崎市)	マイナンバーカード更新時にカードの郵送受取を可能とすること	有効期間満了などによるマイナンバーカード更新の際には、暗証番号や顔認証機能を活用することで窓口での本人確認を不要とし、原則として郵送によるカード受取ができるようにしていただきたい。また、その際のカードの郵送は、カードの発行を行っているJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に担っていただきたい。	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。 本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されているものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものかと判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これをオンラインで行おうとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考えている。 また、マイナンバーカードの交付に合わせて電子証明書の発行が行われることも想定されるところ。電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準(米国立標準技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等)を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い電子証明書の発行を行う場合、他人には知られてはいけい秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じるところ。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性がある。したがって、本人確認を対面で行い、電子証明書を発行することで、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールとなっていることから、マイナンバーカードの電子証明書をオンラインで発行・更新することは、現在のところ、想定していない。 また、パスワードは原則として本人のみが知っているものであり、認証の1要素を構成するものであるから、各種パスワードの初期化・再設定については、適切な本人確認を行った上で手続を行う必要がある。署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、令和2年度における特別定額給付金実施時の状況を踏まえて、利用者証明用電子証明書の暗証番号の確認及びカードのICチップ内の顔画像とスマホで撮影した顔写真の照合を複合的に組み合わせることによって、対面によらずに本人確認を実現し、コンビニのキオスク端末を用いて行うことができるようにしている。一方で、署名用電子証明書以外の暗証番号について、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定を行うことができるようにすることについては、認証強度が確保できるかとの観点やシステム開発に係る費用対効果の観点から慎重な検討が必要と考えている。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
	246	特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市(宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、小山市、川越市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、金沢市、半田市、豊中市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、吉野川市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県)	電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化	マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書の更新」や「各種パスワードの初期化・再設定」の手続を、区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニのキオスク端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずかつ職員の手を介さない手法でも手続ができるよう、公的個人認証サービス事務処理要領における「市区町村の窓口など対面による手続」に関する記載(記載例:市区町村受付窓口)に提出、ICカードを持参する必要等)を改定し、コンビニやオンライン(マイナポータル等)でも手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準(米国立標準技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等)を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に、自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い、電子証明書を発行する場合、他人には知られてはいけい秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じる。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうため、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性がある。したがって、本人確認を対面で行い、電子証明書を発行することで、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールとなっていることから、マイナンバーカードの電子証明書をオンラインで発行・更新することは、現在のところ、想定していない。 また、パスワードは原則として本人のみが知っているものであり、認証の1要素を構成するものであるから、各種パスワードの初期化・再設定については、適切な本人確認を行った上で手続を行う必要がある。署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、令和2年度における特別定額給付金実施時の状況を踏まえて、利用者証明用電子証明書の暗証番号の確認及びカードのICチップ内の顔画像とスマホで撮影した顔写真の照合を複合的に組み合わせることによって、対面によらずに本人確認を実現し、コンビニのキオスク端末を用いて行うことができるようにしている。一方で、署名用電子証明書以外の暗証番号について、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定を行うことができるようにすることについては、認証強度が確保できるかとの観点やシステム開発に係る費用対効果の観点から慎重な検討が必要と考えている。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
16	86	宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、 柴田町 、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会(札幌市、青森県、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、浜松市、愛知県、豊橋市、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、延岡市)	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。 法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」 施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」	今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名(以下「代表者氏名」という。)は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
17	89	徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合(秋田県、荒川区、長野県、広島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、美馬市、 海陽町 、高松市、熊本市)	会計年度任用職員に勤奨手当が支給できる制度の確立	会計年度任用職員(パートタイム)への勤奨手当支給を不可とする地方自治法の改正及び会計年度任用職員への勤奨手当は支給しないことを基本とすべきとする総務省通知の見直し	勤奨手当の支給に関しては、国の期間業務職員への期末・勤奨手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ、検討すべき課題と認識しており、会計年度任用職員制度の創設に当たり地方公共団体との意見交換等を行った経緯も考慮し、まずは、検討すべき事項について地方公共団体の意見を伺うこととする。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
19	2	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県(宮城県、栃木県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県)	過疎地域持続的発展方針の廃止等	都道府県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)第7条及び第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針(以下「過疎方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(以下「過疎計画」という。)を策定することができるが、過疎計画では、同法第9条第2項第1号により「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされており、過疎方針の内容と重複するものとなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。あわせて、一元化後は、過疎計画を策定時の大臣同意及び過疎地域持続的発展市町村計画が過疎計画に基づくことをいづれも不要とすることを求める。	過疎方針は、都道府県の施策の大綱となることに加え、過疎地域持続的発展市町村計画(以下本回答中「市町村計画」という。)策定の前提として不可欠であり、必要である。 過疎方針が上記性格を有する一方で、過疎地域持続的発展都道府県計画(以下本回答中「都道府県計画」という。)は、過疎方針を踏まえ、都道府県が具体的にどのように事業を実施していくかを定めるものであり、性格を異にすることから、過疎方針の廃止・都道府県計画との一元化は困難である。 方針策定時の主務大臣の同意については、過疎方針が国の施策と整合していることを確認するために必要である。また、市町村計画と国の施策との整合性が間接的に保たれる仕組みとして、過疎方針に基づく計画策定が必要である。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
	14	高山市(宮城県、長野県、京都市)	過疎地域持続的発展市町村計画の策定等に係る議会の議決手続の見直し	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)に基づく過疎地域持続的発展市町村計画について、同法第8条第1項で定められている市町村議会の議決手続について見直していただきたい。 また当該義務付け・枠付けを見直し、市町村議会への協議の方法については、当該市町村の実情に委ねられたい。	過疎地域持続的発展市町村計画は、ほとんどの行政分野に関わり、事実上、過疎地域の将来像の基本方向を定める重要なもので、財政面をはじめ、自治体の行政運営に多大な影響を及ぼすものである。そのため、議決を経ることで、市町村の意思として決定するとともに、計画の位置づけと計画策定の責任の所在の明確化を図る必要があるため、議決要件は必要である。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
19	166	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合(宮城県、栃木県、新潟県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県)	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定	都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること。	以下の理由により都道府県計画の策定を不要とすることは困難。 ・過疎方針に基づき、都道府県と市町村がそれぞれどのように過疎対策を行うかを定めるものとして、都道府県・市町村計画の策定が必要であること。 ・過疎市町村の人的・技術的・財政的な資源の制約から、特に過疎対策において都道府県による支援の重要性が高まっており、令和3年3月に制定された現行過疎法において、都道府県の責務に係る規定(第6条)が新たに追加されたところであり、市町村と協力して効果的な過疎対策を講じる観点から、都道府県計画策定の必要性はより高まっていること。 また、過疎対策は、様々な観点から総合的に実施するものであり、過疎計画の記載事項もこれに対応したものであることから、簡素化は困難である。 なお、過疎方針に都道府県計画の内容を盛り込んだ場合、方針期間中の事業の追加等に応じて逐次国への協議・国の同意等が必要になり、かえって事務が煩雑になる可能性がある。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
26	72	広島市(宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市)	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化	総合管理計画の見直し時期について、指針との整合を図る観点から、今後、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。	公共施設等総合管理計画の見直し時期は、基本的に各地方公共団体の判断に委ねられているが、計画策定の要請から一定の期間が経過するとともに、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であったこと、個別施設計画の策定を令和2年度中に完了するよう要請していたことを踏まえ、骨太の方針・改革工程表や令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、基本的には令和3年度末までの見直しを求めてきたところ。 一方で、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、新型コロナウイルス感染症の影響等により策定が遅れる場合には、令和5年度末までの見直しを認め、地域の実情に応じた配慮を行ってきたところ。 今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。
	269	神戸市(宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、田原市、滋賀県、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市)	公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し	公共施設等総合管理計画を簡素化すること。各分野の個別施設計画で定めている記載事項との重複はなくすこと。簡素化とは具体的には、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。	公共施設等総合管理計画の記載事項は、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項等に関し、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により定めている。ご意見を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項以外の部分に関して、記載事項の簡素化について検討を進めてまいりたい。 見直し時期に係る今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。
32	135	広島県、宮城県、広島市、全国知事会(長野県、京都府)	家畜排せつ物利用促進都道府県計画の策定につき他の上位計画等の策定により代替可能とすること	家畜排せつ物利用促進都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に定められた都道府県基本計画の要件を満たし、かつ、他の法令(条例を含む。)の規定に反しない場合であれば、農林水産業関連の上位計画等による代替が可能と明確化したい。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
33	167	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、 新温泉町 、和歌山県、徳島県、関西広域連合(宮城県、 白鷹町 、長野県、鳥取県、山口県、熊本市、沖縄県)	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下、要領)で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に任せること。 策定に当たって、都道府県知事の農林水産大臣(市町村長は都道府県知事)との協議事項を報告事項に変更すること。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める都道府県計画等の策定は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としている。このため、都道府県計画等の策定に際しては、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図りつつ、法第2条の3第2項に規定する項目(管理番号136参照)等を記載することが必要となる。一方、上記の記載項目を満たすものであれば必ずしも画一的な様式に沿った計画を求めるものではないことから、次期の都道府県計画等の策定にあわせて、その様式等を定めている「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」について、協議に係る項目を除き、現在の様式を参考様式例と位置づけ、記載項目を満たしていれば地域の実情に合わせた様式での作成を可能とすることについて見直しを検討する。 農林水産大臣への協議については、地域の自主性及び自立性を高めるために、平成23年の法律改正において、協議事項を計画全般から全国的な需給の安定に関わる「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」のみに限定したところ。「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」が全国的な需給に関わることについては、現時点でも状況が変わっておらず、報告という事後的な措置では、畜産物の供給の総量的な管理が行えず需給関係が大きく崩れる恐れがあることから、協議という手続きを存続することとしたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
36	140	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会(札幌市、ひたちなか市、栃木県、八王子市、清瀬市、新潟市、静岡県、豊橋市、鳥取県、島根県、浜田市、徳島県、佐賀市、熊本市、宮崎県)	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定における負担軽減として計画策定に必要とされる内容の簡素化を求める。	地方公共団体実行計画区域施策編は、これまで都道府県や政令指定都市等について策定義務が課せられていたが、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)において、これら以外の市町村においても策定について努力義務とする旨規定された。2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、多様な主体が参加・連携した取組が重要であり、地方公共団体には、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の事業者・住民と連携し、まちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギーの最大限の導入や徹底した省エネルギーの推進等を行うことが期待されている。 一方、地方公共団体の規模等によっては、計画策定を行う際の人材・知見が十分ではない場合もあることから、国の技術的助言である「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」(以下「マニュアル」という。)においては、温室効果ガス排出量の推計や目標設定の方法等の解説を行うとともに、地方公共団体の区分ごとに取り組むことが考えられる施策について整理しているほか、特に小規模な市町村については、排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用することや、地域の経済的・社会的課題の解決に資する施策の立案に注力し、簡素な内容の計画とすること等を推奨しているところ。また、マニュアルについては、地方公共団体における計画策定等により役立つよう、今年度中を目処に改定を行う予定。さらに、全ての都道府県・市区町村ごとに区域のCO2排出量等を示した「自治体排出量カルテ」や、区域施策編の「ひな型」や最低限計画に記載すべき事項等をまとめたマニュアルの簡易版を策定・公表しているところ。今後も、地方公共団体のご意見等を踏まえ、事務負担軽減を図るよう、これらのマニュアル、ツール等による情報提供を行い、地方公共団体の計画策定を支援していく。 また、地方公共団体実行計画を策定、改定しようとするときは、法第22条に基づく地方公共団体実行計画協議会が組織されている場合は、同協議会にて協議しなければならないとされている。一方、協議会を組織することそのものは任意の規定であり、地域の実情に応じて設置の可否を判断することが可能である。 【全国町村会意見】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
36	252	神戸市(花巻市、八王子市、清瀬市、新潟市、瑞穂市、豊橋市、宇和島市、佐賀市、大村市、熊本市、大分県、鹿児島市)	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村による策定義務の廃止と都道府県計画の充実	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に対する策定に関する規定の廃止および国、都道府県レベルでの計画策定の規定を充実させ、市町村についてはその計画をもとに当該自治体の実情に合わせて施策の強化を図る旨を規定すること。	【地方公共団体実行計画について】 2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、多様な主体が参加・連携した取組が重要であり、地方公共団体には、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の事業者・住民と連携し、まちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギーの最大限の導入等を行うことが期待されている。このため地域の課題やニーズ等を最も把握している市町村についても計画策定を努力義務とする規定の維持は適当と考える。 一方、地方公共団体の規模等によっては、計画策定を行う際の人材・知見が十分ではない場合もあることから、特に小規模な市町村については、排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用することや、地域の経済的・社会的課題の解決に資する施策の立案に注力し、簡素な内容の計画とすること等を推奨している。また、本計画は複数の市町村や都道府県との共同策定や政策的に関連の深い他の計画等との一体策定が可能である。今後も、地方公共団体のご意見等を踏まえ、事務負担軽減を図るよう取り組む。 【地域気候変動適応計画について】 地理的に近接し気候条件が同様でも、地形や経済・社会状況によって気候変動影響や対策が異なる。例えば、米の生産が盛んな市では、気温上昇による収量や品質の低下に備え高温耐性品種の導入等の農業対策が、河川沿いに住宅地等が広がる市では、堤防整備等の洪水対策が優先事項となり得る。このような地域特性や住民ニーズを的確に反映し、適切な適応策を推進できるのは、住民から近いところで日々業務に当たる市町村であることから、地域気候変動適応計画(以下「地域計画」という。)について、市町村の判断により策定することが可能な努力義務規定を維持することが適当と考えている。 なお、知見や体制の不足等により市町村単独で地域計画の策定が困難な場合、複数の市町村や都道府県と共同して策定することが可能であるほか、市町村の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能である。更に、地方公共団体の事務負担軽減に向けて、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、地域計画策定マニュアルの充実などの措置を講ずることとしており、今後も、地方公共団体のご意見等を踏まえ、事務負担軽減を図ってまいりたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。
42	194	指定都市市長会(いわき市、千葉市、川崎市、京都市、広島市)	登録基準の強化・緩和にかかる市町村賃貸住宅供給促進計画の策定廃止	登録基準の強化・緩和にかかる賃貸住宅供給促進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「セーフティネット法」という。)では、地域の実情に応じて、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、住民に身近な市町村において、市町村賃貸住宅促進供給計画を策定できることとし、当該計画に区域内における供給の目標やその目標を達成するために必要なものを定めることとしている。 地域の実情に応じたセーフティネット住宅の供給促進を図るため、住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、賃貸住宅供給促進計画に供給目標等を定めることとしており、当該基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に応じた柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。 また、セーフティネット住宅を地域に適切に供給するという観点から、その登録基準の強化又は緩和の検討にあたっては、地方公共団体のみで意思決定を行うのではなく、賃貸住宅の提供者、居住支援を行っている者等の意向も十分に踏まえた上で進めるべきであり、賃貸住宅供給促進計画中に規定し、セーフティネット法に基づいて協議会への意見聴取といった手続きを踏む必要がある。 したがって、登録基準の強化又は緩和に際しては、引き続き賃貸住宅供給促進計画の作成を必須のものとする。 なお、計画作成事務の合理化については、昨年新たな住生活基本計画(全国計画)が作成されたことから、同年6月に「住生活基本計画(都道府県計画)の変更について」(令和3年6月30日国住政第20号、国土第38号)を発出し、市町村が法令等に基づき作成する住宅関係の計画に関し、各法令等に定める所定の手続きを踏めば、一の計画として作成して差し支えないと示したところである。加えて、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)において、都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成手続きに関し、事務負担軽減に資するような方策について、令和4年度中に通知することとしており、引き続き地方公共団体の事務の合理化に努めて参りたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
43	198	指定都市市長会(千葉市、川崎市、佐久市、浜松市、豊田市、京都市、西宮市、山陽小野田市、嘉麻市、大分県)	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること	補助金(空き家対策総合支援事業)申請要件となっている空家等対策計画及び事業実施計画の策定を廃止すること、あるいは、事業実施計画の策定のみを補助金の支給要件とすること	空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第4条において、市町村は空家等対策計画の作成及び空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとされている。空き家対策総合支援事業は、同法第15条において、国は市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の実施に要する費用について補助をするものとされていることを踏まえ、創設されたものであることから、空家等対策計画の策定を要件としている。 また、空き家対策総合支援事業により市町村等に対して効果的な支援を行うためには、事業の実施区域や、施行者、対象、事業規模、実施予定時期を適切に把握する必要があることから、具体的な対策の実施に関する計画(以下「空き家対策総合実施計画」という。)の策定を要件としている。空家等対策計画は市町村の空家等に関する総合的な計画を定めるものであるのに対して、空き家対策総合実施計画は具体的な事業の計画を定めるものである。空き家対策総合支援事業による支援を受ける際には、原則両方の計画を策定する必要がある。ただし、空家等対策計画の対象とする地区と空き家対策総合実施計画の実施地区が完全に一致する場合等は、実施地区の概要や課題等の項目によっては両計画で同様の内容が記載されることが考えられる。このような場合においては、空家等対策計画の提出をもって、空き家対策総合実施計画における同様の箇所の記載を不要とすること等が考えられることから、空き家対策総合実施計画における記載事項の簡素化等について検討を行うこととする。 ※空家等対策計画 空家法第6条において、市町村はその区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、同法第5条に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」(平成27年2月26日総務省・国土交通省告示第1号)に即して定めることができるもの。 同計画においては、空家法第6条において①空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針、②計画期間、③空家等の調査に関する事項、④所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、⑤空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、⑥特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項、⑦住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項、⑧空家等に関する対策の実施体制に関する事項及び⑨その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を定めるものとされている。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
44	199	指定都市市長会(札幌市、花巻市、宮城県、 白鷹町 、千葉市、川崎市、長野県、松本市、豊橋市、田原市、伊勢市、八幡市、防府市、徳島県、高松市、宇和島市、大村市)	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づき最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにすること等	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにする。また、目標設定、点検・評価の簡素化や作成が必要な資料の見直しを行う。	1 農業委員会の最適化活動(農地の利用集積、遊休農地の解消等)の内容・成果は、地域の農業者に対して「見える化」することが重要である。 このため、全国農業会議所においては、平成14年から各農業委員会に対し活動記録簿を作成するよう推進してきたところ。 一方、規制改革推進会議では、令和2年7月の答申で農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献したのかが明らかでないとの指摘がなされ、同月の規制改革実施計画では、「農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる」とされている。 この閣議決定を踏まえ、農水省・規制改革推進会議において議論を行った結果、令和3年6月の規制改革実施計画において、「全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する」等が閣議決定された。 農業委員会系統組織でも、令和3年12月の全国農業委員会会長代表者集会において、「全国全ての農業委員会で意欲的な成果目標と活動目標を設定するとともに活動の進捗管理を徹底しその実現を目指すこと」を決議している。 2 これらを踏まえ、農林水産省において、令和4年2月、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)を发出し、 ① 全ての農業委員会が毎年度、最適化活動に係る目標を設定すること、 ② 全ての推進委員等が最適化活動の内容を活動記録簿に記録すること、 ③ 農業委員会において活動実績と目標達成状況を点検・評価すること等について、農業委員会系統組織に対し求めたところである。 3 最適化活動に係る目標は、活動日数目標と成果目標を定めることとしている。 このうち活動日数目標については、農業委員会系統組織における統一的な取組として設定することとしており、農業委員会系統組織では、地域の事情を勘案しつつ、各農業委員会で目標設定するよう指導していると承知している。 4 また、成果目標については、例えば農地の利用集積目標は、 ① 農業委員会の「農地利用最適化指針」において、目標を80%以上に設定している場合は当該集積率 ② これに該当しない場合は、都道府県の「農業経営基盤強化基本方針」において設定された目標 ③ さらに、当該基本方針に即して市町村ごとの目標が示されているときは当該目標を、それぞれ設定することとしている。 さらに、市街化区域の市区町村及び東日本大震災による被災市町村については、別途の目標を設定する旨を定めている。 このように、成果目標についても、地域の実情に応じて設定できるようにしている。 5 活動記録簿の作成については、上述のとおり、平成14年より全国農業会議所が推進してきているが、改めて、令和4年5月31日の全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員、推進委員による活動記録簿の記帳を徹底する」旨の申し合わせ決議をしたと承知している。 農林水産省においては、推進委員等の活動記録簿作成に係る負担を軽減するため、令和3年度補正予算において農業委員会のタブレット装備予算を計上し、推進委員の2人に1台以上配布することとしている。タブレットを利用することで、タッチパネルにより活動記録簿が作成できるようになるとともに、各推進委員等の活動量が自動的に集計されるようになり、推進委員等及び事務局の事務負担軽減が図られると考えている。 【全国町村会意見】 町村からは、地方の現状と乖離している部分があることや、農業委員の負担が増えた等の意見もあることから、提案団体の意向を踏まえ、地域の実情に応じた活動日数目標及び成果目標の設定が可能である内容等の周知徹底をするとともに現場の意見を反映し、丁寧な対応を求める。

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
45	202	岐阜県、高知県(宮城県、白鷹町、群馬県、川崎市、長野県、関ヶ原町、静岡県、豊橋市、兵庫県、徳島県、宮崎県)	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」という。)施行後の農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可について、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合の認可要件を緩和するとともに添付書類を削減することにより、都道府県知事の認可に係る事務負担を軽減することを求める。	令和4年5月、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が成立したところ。本法律では、農地の将来像である目標地図を含む地域計画を法定化し、目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構(以下「農地バンク」という。)の活用により農地の集約化等を進めていくこととしている。 具体的には、農業委員会が、農地の出し手・受け手の意向等を基に、農地バンク・農協・土地改良区等の関係機関と協議の上、目標地図の素案を作成した上で、市町村が最終的に目標地図を策定することとしている。 このように本法律の施行後、農地バンクが作成する「農用地利用集積等促進計画」(以下「促進計画」という。)は、農地バンクが主体的に権利移動を行うための計画から、目標地図に即して権利移動等を行うための計画に衣替えることとなる。 目標地図は、「農業を担う者」ごとに利用する農地を定め、これを地図として表示するものであり、地図の作成段階で、農業委員会等が「農業を担う者」に相応しいかどうか等を審査することになるため、従来、配分計画の作成の際に求めていた書類は大幅に簡素化する。 また、「農用地利用集積等促進計画」の認可権限について、地方自治法に基づき、都道府県条例の改正により、都道府県知事から市町村長へ移譲を進めることとしている。農水省では、改正作業が円滑に進むよう、都道府県条例の改正案のひな形を作成し、都道府県に対して提示することを考えている。 これらにより、従前の「農用地利用配分計画」と比べて、都道府県や農地バンクの事務負担は大幅に軽減されるとともに、手続のスピードアップ化が図られると考えている。 御提案の賃貸借等の更新に係る認可要件の緩和について、都道府県知事の認可は、農地バンクからの農地の受け手が、①農用地の全てを効率的に利用する、②必要な農作業に常時従事する、ことを担保するために設けており、この認可をもって農地法第3条の許可が不要となるため、これを緩和することは適当ではないと考えている。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法改正や省令改正の内容等の周知徹底等、適切な対応を求める。
65	265	神戸市(伊勢崎市、相模原市、稲沢市、堺市、広島市)	自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画における防災指針とみなすこと	防災に関する計画を策定していれば、立地適正化計画においても防災指針を策定していることとみなすこと	防災指針は、災害リスクや課題の分析により立地適正化計画に定める居住誘導区域等の設定に影響を及ぼすものであることに加え、防災対策の取組方針に基づき、将来のまちの姿を決める要素となる防災対策の方向性を決定するものである。 そのため立地適正化計画の内容の一部である防災指針の策定については、都市再生特別措置法第81条第22項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要である。 【全国町村会意見】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。
60	266	神戸市(高崎市、相模原市、名古屋市、豊橋市、寝屋川市、香川県、熊本市)	文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化	文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、地方自治体の実情に合わせ、計画の構成などについて独自性を持つことを弾力的に認めること	文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、地域の実情を踏まえた独自性のある計画作成を趣旨としている。法定の記載事項は、文化財保護法第183条の3第2項各号に掲げる事項であるが、計画について文化庁長官の認定を受ける場合には、法律上の特例措置が講じられるため、同条第5項各号に掲げる基準を満たす計画とすることを求めている。 文化庁では、地域の実情を踏まえた適切な計画作成が円滑となるように、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」を参考として作成し、公表している。 【全国町村会意見】 文化財保存活用地域計画は小規模な町村でも作成過程の業務量が多く、負担の大きい業務である。文化財保存・活用の観点から計画の趣旨については理解するが、作成主体にとって過大な負担とならないよう、実態に応じて各種計画の策定等に関する指針のあり方を検討いただきたい。

令和4年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全国町村会

- ・ 町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。
- ・ 技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。また、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無を考慮せずに新たな計画の策定や専任職員の配置等を全国一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

- ・地方の自主性及び自立性を確保する観点から、既存の計画策定等の規定については法令上の対応を基本とする見直しを進め、計画策定の義務付けの廃止、他計画による代替・一体的策定、策定や変更に要する手続きの簡素化や計画期間の延長等の計画策定に係る提案を実現すると共に、新たな計画の増加を抑止するための実効性ある仕組みを設けること。

【各府省で自主的に見直しを行う計画に係る本会意見】

	計画の名称	計画の根拠 の種別	計画の根拠	条項	計画の 策定主体	検討の状況・全国町村会意見
2	市町村地域防災計画	法律	災害対策基本法	第42条第 1項	市町村	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知の発出を検討 【全国町村会意見】 共同策定が可能であることの明確化だけでなく、地域防災計画との紐づけを要する各種計画やマニュアルとの関係を体系立てて整理し、策定にかかる業務の合理化に資する検討を行っていただきたい。
4	国際戦略総合特別区域計画	法律	総合特別区域法	第12条第 1項	都道府県 市町村	総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)第一1において、 「総合特区は、地域が目指す政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特区として指定し、その考え方について、国際戦略総合特区にあっては法第9条に基づく国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては法第32条に基づく地域活性化方針(以下「総合特区推進方針」という。)としてそれぞれ定めた上で、(中略)国と地域の協働プロジェクトとして進め、具体化した規制の特例措置等について、法第12条に基づく国際戦略総合特別区域計画又は法第35条に基づく地域活性化総合特別区域計画(以下「総合特区計画」という。)として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施することを旨としている。」 とされているほか、同項において、 「このことにより、総合特区制度は次の二つの機能を発揮することが期待される。 ア) (略) イ) 関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的な展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする。」 とあることから、総合特区制度においては既に地方公共団体の自主性・自立性が担保されていると考えているが、今後必要に応じて「総合特別区域計画に係る認定申請の手引き」の改定を実施していくものとする。 【全国町村会意見】 地方公共団体の自主性・自立性が今後も担保されるよう、改定を実施されたい。

	計画の名称	計画の根拠 の種別	計画の根拠	条項	計画の 策定主体	検討の状況・全国町村会意見
5	地域活性化総合特別区域計画	法律	総合特別区域法	第35条第1項	都道府県市町村	総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)第一1において、 「総合特区は、地域が目指す政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特区として指定し、その考え方について、国際戦略総合特区にあっては法第9条に基づく国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては法第32条に基づく地域活性化方針(以下「総合特区推進方針」という。)としてそれぞれ定めた上で、(中略)国と地域の協働プロジェクトとして進め、具体化した規制の特例措置等について、法第12条に基づく国際戦略総合特別区域計画又は法第35条に基づく地域活性化総合特別区域計画(以下「総合特区計画」という。)として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施することを旨としている。」 とされているほか、同項において、 「このことにより、総合特区制度は次の二つの機能を発揮することが期待される。 ア) (略) イ) 関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的な展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする。」 とあることから、総合特区制度においては既に地方公共団体の自主性・自立性が担保されていると考えているが、今後必要に応じて「総合特別区域計画に係る認定申請の手引き」の改定を実施していくものとする。 【全国町村会意見】 地方公共団体の自主性・自立性が今後も担保されるよう、改定を実施されたい。
13	構造改革特別区域計画	法律	構造改革特別区域法	第4条第1項	都道府県市町村	外部有識者を構成員とする評価・調査委員会(令和4年5月開催)において、地方公共団体における事務負担の軽減の観点から、区域計画の変更認定の申請手続の簡素化に関する意見があったことから、今年度中を目途に関係府省庁と協議し、簡素化可能な変更内容について検討を行う。 また、認定申請書類に記載する内容の簡素化により地方公共団体の事務負担軽減を図るため、令和4年度内に認定申請マニュアルの見直しについて検討を行う。 【全国町村会意見】 区域計画の変更認定の申請手続の簡素化に関して賛同する。

	計画の名称	計画の根拠 の種別	計画の根拠	条項	計画の 策定主体	検討の状況・全国町村会意見
14	整備計画	法律	都市再生特別措置法	第19条の2第1項	都市再生緊急整備地域協議会（国、都道府県・市町村、民間事業者等）	計画の策定主体及び検討主体は現在、協議会の下に設置される「部会（自治体は部長級、民間事業者等は役員級が参画）」となっている。そのうち検討主体を、部会の更に下に設置する「検討会（自治体は課長級以下、民間事業者等は部長級以下の実務者が参画）」に移管する等の負担軽減策を慫慂し、地方公共団体の負担軽減及び計画策定の迅速化を図る。 【全国町村会意見】 検討会に主体を移管することで、迅速化が図れるものと考えられる。
15	都市再生駐車施設配置計画	法律	都市再生特別措置法	第19条の13第1項	都市再生緊急整備地域協議会（国、都道府県・市町村、民間事業者等）	計画の策定主体及び検討主体は現在、協議会の下に設置される「部会（自治体は部長級、民間事業者等は役員級が参画）」となっている。そのうち検討主体を、部会の更に下に設置する「検討会（自治体は課長級以下、民間事業者等は部長級以下の実務者が参画）」に移管する等の負担軽減策を慫慂し、地方公共団体の負担軽減及び計画策定の迅速化を図る。 【全国町村会意見】 検討会に主体を移管することで、迅速化が図れるものと考えられる。
16	都市再生安全確保計画	法律	都市再生特別措置法	第19条の15第1項	都市再生緊急整備地域協議会（国、都道府県・市町村、民間事業者等）	計画の策定主体及び検討主体は現在、協議会の下に設置される「部会（自治体は部長級、民間事業者等は役員級が参画）」となっている。そのうち検討主体を、部会の更に下に設置する「検討会（自治体は課長級以下、民間事業者等は部長級以下の実務者が参画）」に移管する等の負担軽減策を慫慂し、地方公共団体の負担軽減及び計画策定の迅速化を図る。 【全国町村会意見】 検討会に主体を移管することで、迅速化が図れるものと考えられる。

各府省の計画策定等における見直し状況に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全 国 町 村 会

- ・ 地方の自主性及び自立性を確保する観点から、他団体との共同策定、計画の策定・検討主体の見直し、他計画による代替・一体的策定、策定や変更に必要な手続きの簡素化や計画期間の延長など、計画策定等の規定について法令上の対応も含め、適切な対応を進めること。
- ・ 個別の計画について、各府省において検討されている対応を進めると共に、当該計画との紐づけが求められる各種計画やマニュアル等を一体的に整理し、策定にかかる業務の合理化に資する見直しを行うこと。